社会福祉法人都城市社会福祉協議会　令和元年度第１回評議員会　議事録

招集通知年月日　令和元年５月９日（木）
開　催　日　時　令和元年６月２１日（金）１３時３０分～１４時３０分
開　催　場　所　都城市総合社会福祉センター２階研修室
出席した評議員　評議員１６名（評議員定数７名以上２０名以内）
小牟田裕行、東利郎、萬德雄一郎、藥丸良英、前田洋美、柿木原康雄、
渕上澄雄、石田操、吉村洋子、福山旭、新穂美代子、馬籠英男、
前原修、玉利勇二、松永廣生、川本翰治
欠席した評議員　評議員４名
清永治彦、倉山幸一、木脇義紹、田爪邦士
説明のため出席した役員　理事２名
会長　島津久友、常務理事　西河邦博
監事２名（監事定数２名以上３名以内）
髙野眞、坊野国治
説明のため出席した職員　事務局８名
中村健児、大田勝信、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、黒原清美、
児玉誠、星村太一
招集者出席の有無　会長　島津久友　出席
議　事　の　結　果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、前原修評議員を議長に選任し、議長は、萬德雄一郎評議員、馬籠英男評議員を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

議案第１号	平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について	可決
議案第２号	平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について	可決
監査報告		
議案第３号	令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第１号）について	可決
議案第４号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事及び監事の選任について	可決

終　了　時　刻　１４時３０分

議　事　の　経　過

前原修議長「議長を務めますのでよろしくお願いします。それでは、さっそく議事の方に進みたいと思います。まず最初に、議案第１号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告についてと、議案第２号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算についての２つの議案は関連がございますので、一括して審議をさせてい

ただきたいと思います。それでは、両議案について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第１号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の平成３０年度事業が平成３１年３月３１日をもって完了いたしましたので、定款第１２条第１項第５号の規定に基づき、評議員会の承認を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局中村健児「続きまして議案第２号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算について、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の平成３０年度事業が平成３１年３月３１日をもって完了しましたので、決算について定款第１２条第１項第５号の規定に基づき、評議員会の承認を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。それでは続きまして監査報告をお願いしたいと思います。

監事の方よろしくお願いいたします。」

髙野監事「監査についてご報告をさせていただきます。去る５月２４日に監査をいたしました。事業監査と会計監査でございます。私たち監事は、平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの平成３０年度の事業、会計並びに理事の職務の執行について監査を行いましたので次のとおりご報告をいたします。監査の方法及びその内容について、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席いたしまして、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法によって当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いまして、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討したところでございます。これらの調査・検討に基づきまして次の大きな２、監査の意見について、（１）業務監査については私髙野が、（２）会計・収支等監査については坊野監事の方が報告させていただきます。まず最初に、私の方から事業監査についてご報告いたします。（１）の事業報告等の監査結果について、①事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。少々説明を補足しておきます。①の事業報告についてですが、業務執行状況についてヒアリングを行いました。担当当該課長等により詳細な説明をいただきまして、各課・係等の当初の事業計画に沿った合理的いたってていねいな業務執行を確認することができました。特に、平成３０年度は年度当初計画として約２１の新規事業が提供されておりまして、それがきめ細かく展開されておりました。いずれも課題解決に向けての取り組みが軌道に乗りつつあるということが確認できました。各課・各事業の事業展開、プロセスについては、制度の狭間にあるニーズ、新たに発生するニーズと課題について特に初期の段階、そのニーズに対して、即応の原則という原点に立ち戻っての対応がとても大切になります。組織内部の連携はもとより、他の関係機関との連携・協働もしっかりと実践されておりました。今後より専門的な対応が期待されるところであろうと思います。併せて、職員が地域に出向いていくという地区担当制ですが、この成果もかなり出ているようでございまして、地域のそれぞれの方から、社協の職員さんが頼りになるとよく耳にすることがございました。先だって出された「ごー!ごー!!ちいき」広報紙ですが、これにも各地区の地区社協の会長さん及び社協の担当者の写真が載っておりますが、非常にいい広報、情報提供となりまして顔の見える広報活動がなされていると思います。地区担当制というのはかなり成果を上げているんだろうとご報告をさせていただきます。一つ気になるのが介護保険事業についてですが、これはいろいろ意見が分かれ

るところだと思います。例えば市内の他の介護事業所と競合するところがあり、競合していくために利用者が減るというようなこと、介護報酬が減になるとかそういうようなこと、費用対効果という視点等がちょっと気になるところです。特に、いろんな要件があるとは思いますが人件費比率が全国平均に比べて少し高いのではないかということが気になるところです。支所再編等組織見直しプロジェクトの検討の結論として､介護保険事業の継続が示されております。それはそれでしっかりと対応していただくということが大事なんでしょうけれども、より具体的な経営改善策が求められるのではないかと思っております。監事としてそのようなご提案をしたいと思います。事業報告書については大変すっきりした報告書になっております。局長が報告された内容がより細かく分析をされて書かれております。監事としては安心の内容となったのではないかと思っております。ただ、いくつかの誤字・脱字、最も心配なのはデータの間違いが当初の中にありましてちょっと気になりました。たぶん昨年度のデータをコピーしていく段階で、旧データが訂正されずそのままになっていたものだと思っておりますが、これが散見されましたので、間違ったデータ等が一人歩きしないようしっかり訂正させていただきました。今後も、コンプライアンス、リスクマネジメントへの執行をぜひお願いしたいと思っております。次に②についてですが､理事会の法人に関する関係書類等を閲覧した結果､出席状況、議事録等の作成、登記等の法人運営、法人業務の執行は適切に処理されておりました。以上、長くなりましたが、意見を添えて事業監査報告といたします。会計については坊野監事の方からご報告させていただきます。」

坊野監事「計算関係書類及び財産目録の監査結果、計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純財産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。ここで平成３０年度の収入支出決算関係についての監査報告を若干付け足していきたいと思います。去る令和元年５月２４日木曜日午前９時半から、この総合社会福祉センター１階会長室で監査を実施しました。柿木監事と私が主に会計の監査について、それぞれの拠点区分ごとに法人運営事業､地域福祉活動推進事業､障害福祉支援事業､障害福祉サービス事業、介護保険等事業、保育園事業などを分担しまして、担当者から執行状況の聞き取り、精査を行いました。その結果、当該年度の事業報告、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、および財産目録などについての内容を証するための契約書、関係帳簿、銀行通帳等の証拠書類を慎重に監査しましたところ、３ページの監査報告に記しているとおり、いずれも適正に示しているものと認めます。なお、平成２９年４月２７日付厚生労働省連名通知、社会福祉法人指導監査実施要綱の制定についてに基づき、監事監査を実施しました。社会福祉法人の新会計基準決算チェックリストの確認を行い、写しは交付してあります。会長に財務会計に関する事務処理体制に対する支援業務実施報告書を交付しております。以上、報告させていただきます。」

議長「ありがとうございます。それでは、議案第１号、議案第２号の両議案につきまして質疑を行います。質問等がある方は挙手をお願いします。」

議長「質問等ございませんか。それでは、質問がないものとして質疑を終結させていただきます。採決を行います。議案第１号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について及び議案第２号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算についての二議案については、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第１号平成３０年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業報告について及び議案第２号平成３０年度社会福祉法

人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出決算についての二議案は原案のとおり承認されました。」

議長「続きまして、議案第３号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第１号）についての審議を行います。議案第３号について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第３号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第１号）について、定款第１２条第１項第４号の規定に基づき、評議員会の承認を求めます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質問がある方は挙手をお願いします。」

議長「よろしいでしょうか。質問はないものと認めます。質疑を終結しまして採決を行います。議案第３号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第１号）については原案のとおり承認することにご異議はございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第３号令和元年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第１号）については、原案のとおり承認されました。」

議長「続きまして、議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事及び監事の選任についての審議を行います。議案第４号について事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事及び監事の選任について、定款第１２条第１項第１号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質問等がある方は挙手をお願いします。」

議長「よろしいでしょうか。質問はないものと認めます。質疑を終結して採決を行います。議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事及び監事の選任については、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第４号社会福祉法人都城市社会福祉協議会理事及び監事の選任については原案のとおり可決されました。」

議長「以上で予定されていた議事は終了しましたが、ご出席の皆様から何かございませんでしょうか。」

議長「よろしいでしょうか。では事務局から何かございませんでしょうか。」

事務局大田勝信「事務局からは一点だけ事務連絡をさせていただきます。ただいま第４号議案で理事及び監事のご選任をいただきましたので、この後理事会を招集させていただく予定になりますので、ご報告だけ申し上げたいと思います。以上です。」

議長「ありがとうございます。それではこれをもちまして議長を退任させていただきます。皆様のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長および議事録署名人は議事録に記名押印する。

令和元年　６月　　日

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

議事録署名人　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印